

## 奈井江町事業応援給付金（拡充）

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける事業者に対し、事業の継続を支援するための給付金を支給します。

### 給付額

上期分（対象期間 1～6 月） 20 万円

下期分（対象期間 7～12 月） 20 万円 （最大 40 万円）

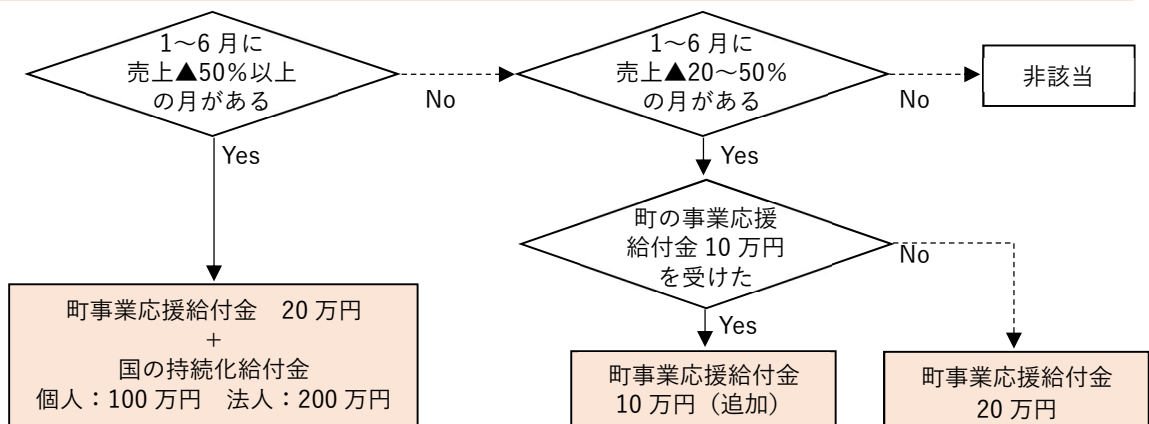
### 拡充内容

- ・ 上期（1～6 月）に給付額 10 万円を追加
- ・ 上期（1～6 月）で月△50%以上の売上減少を受けている事業者も対象に
- ・ 下期（7～12 月）に引き続き月△20%以上（△50%以上も含む。）の売上減少の影響を受けている事業者に、20 万円を給付

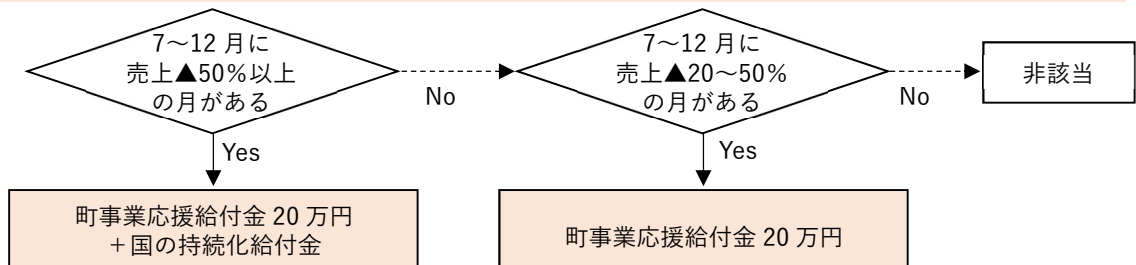
		上期 2020 年 1～6 月	下期 7～12 月
売上が 20%以上減少	町	10 万円給付 + 10 万円給付（拡充）	20 万円給付（拡充）
売上が 50%以上減少	町	20 万円給付（拡充）	20 万円給付（拡充）
	国	持続化給付金（個人：100 万円 法人：200 万円給付）に該当	

### ■給付該当フローチャート

#### ○上期（対象期間：2020 年 1～6 月分）



#### ○下期（対象期間：2020 年 7～12 月分）



## 給付対象の主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、  
ひと月\*の売上が前年同月比で**20%以上減少**している事業者  
(※上期分は2020年1月から6月まで、下期分は2020年7月から12月までの任意のひと月を事業者が選択)
  2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
  3. 法人の場合は、
    - ①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または
    - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者
  4. 町内に事務所または事業所があり、町税等の滞納がない方・暴力団等ではない方。
- ※詳しくは、申請要領をご確認ください。

## 申請書類・申請方法

	上期分	下期分
①拡充前の町事業応援給付金(10万円)を受給した事業者	申請不要 (既振込先に追加給付)	申請書類を提出
② ①以外の事業者(国の持続化給付金を受給した事業者を含む。)	申請書類を提出	

### ■申請書類

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 1. 申請書(町様式)           | 4. 通帳の写し       |
| 2. 確定申告書・法人事業概況説明書の写し | 5. 誓約・同意書(町様式) |
| 3. 該当月の売上台帳等の写し       | 6. 本人確認書類      |
- など

[ ※法人と個人の場合で異なることがあります。詳しくは申請要領をご覧ください。 ]

### ■申請書の取得・申請方法

- ・原則として町ホームページから申請書様式を取得し、窓口、郵送、電子メールで申請していただきます。

### ■問い合わせ・申請先

〒079-0392 (住所不要)

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎0125-65-2118 ✉shoko@town.naie.lg.jp

(町事業応援給付金 URL) <http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>